

Ⅲ 契約指定野菜安定供給事業に関する業務

1 制度の改正

(1) 事業内容の変更

ア 業務対象年間の短縮

すべての業務区分について業務対象年間を短縮し、平成 19 年度を初年度とする新たな業務対象年間を設定し、改めて価格差補給交付金等の交付に関する予約申込みを受けて事業を実施した。

イ 業務対象者の拡大（8 月申込期限の業務区分から対象）

従来、産地と最終実需者との契約取引を対象としてきたが、新たに産地と納入業者との契約も対象とした。

ウ 簡易処理した野菜の対象化（8 月申込期限の業務区分から対象）

従来、皮むき、ふたつ割等の簡易な処理を行った野菜は制度の対象外としたが、これらも制度対象とした。

エ 補てん条件の見直し（8 月申込期限の業務区分から対象）

（数量確保タイプ）

購入限度額（150%→150～400%）、交付予約数量（契約数量 30%→50%）、仕向先変更の補てん率（50%→70%）の見直しを行った。

オ 取引設定期間の見直し（8 月申込期限の業務区分から対象）

（価格低落タイプ）

従来の「取引価格設定期間の上限の 10 日以内」にただし書きを設け、期間延長（1 ヶ月以内）も出来ることとした。

2 交付予約数量及び資金造成額

平成 19 年度の交付予約数量は、9 登録出荷団体等、29 業務区分の 9,997.4 トンとなった。

事業タイプ別でみると、価格低落タイプが 696 トン、出荷調整タイプが 3,920 トン、数量確保タイプが 4,381.4 トンであり種別別でみると、冬キャベツ、冬春きゅうり、たまねぎ、冬春なす、ばれいしょ、冬春ピーマン、夏秋レタス〔結球・非結球〕、冬レタス〔結球〕、夏だいこん、秋にんじん、夏秋キャベツ、夏はくさいであった。

道府県別では、北海道、青森県、長野県、愛知県、三重県、高知県、熊本県及び宮崎県の 8 県であった。

資金造成額は、1 億 8,149 万 8,000 円となった。内訳は、価格低落タイプが 1 億 2,115 万円、出荷調整タイプが 4,713 万 6,000 円、数量確保タイプが 1,321 万 2,000 円であった。

3 生産者補給交付金等の交付状況

19 年度事業における価格差補給交付金等の交付総額は 842 万 8,000 円であった。

高知県の冬春ピーマン、冬春きゅうり、冬春なす、長野県の夏秋レタス〔結球〕、夏はくさい、青森県の夏だいこん、秋にんじんの価格低落タイプで生産者補給交付金等の交付を行った。